

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会

第53期第5回本審 議事録

- 1 日 時 令和3年9月29日（水）14時00分～14時33分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階大会議室
- 3 出席者
（公益代表委員） 泉委員、諏佐委員、高峰委員、
本田委員
（労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、
花岡委員、山本委員
（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、坂本委員、
原委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、渡邊賃金室長、奥山賃金指導官、秋吉専門監督官、中野専門監督官

4 議 題

- （1）最低賃金に関する基礎調査における集計誤り
- （2）今年度の地域別最低賃金の審議への影響
- （3）その他

5 議事内容

賃金指導官 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、第53期第5回熊本地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日の委員のご出席は、13名でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項の、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、取材のため、報道機関の方がいらっしやっています。熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項

に基づきまして、会議の公開の公示をいたしておりましたが、傍聴の申し込みはございませんでした。

それでは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

会長

こんにちは。今日は予定外となりますが、審議会を開催したいと思います。

今日は、議題としては二つございます。一つが、最低賃金に関する基礎調査における集計の誤りについてであります。まず、この第1点に議題をおきたいと思います。議事の「最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて」、その経緯と集計結果の修正について、事務局からのご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

局長

まず、私から今回の審議会の開催にあたってのごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、急遽お集まりいただき、誠にありがとうございます。まずはこのたび、最低賃金に関する基礎調査に関しまして、集計誤りを発生させてしまったことに対しまして、深くお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

この基礎調査結果は、最低賃金の審議において、県内の労働者の賃金実態を把握する上で、大変重要な資料であると認識しているところでございますが、今回、基礎調査結果の集計誤りを発生させてしまったことに加えまして、集計内容についての私ども事務局の確認も十分でなく、結果として審議会に誤った集計結果が記載された資料を提出いたしましたことは、大変申し訳なく、重ねてお詫びを申し上げます。

今年度の熊本県の最低賃金の改正につきましては、7月8日に諮問をさせていただいた後、本審及び専門部会におきまして、公労使各委員の皆様にご議論いただき、8月5日に28円引上げの821円に改正するとの答申をいただきました。その後、8月23日の異議審を経て官報公示を行い、10月1日から改正後の熊本県最低賃金が発効することとなっているところでございます。

最低賃金の審議におきましては、事務局として、基礎調査結果

に基づく賃金の実態に関する資料だけでなく、雇用や経済に関する統計資料など、さまざまな資料を委員の皆様の活発なご議論に資するように、提供させていただいたところでございます。

しかしながら、このたび基礎調査の集計誤りにより、集計結果を修正する事態となりました。本日は、本審議会に基礎調査の集計結果を修正する資料を提出させていただいております。

今年度の最低賃金の改正審議につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用や経済への影響が続く中、委員の皆様には中央最低賃金審議会が示した目安や各種資料などを基に、大変なご苦勞をいただきながら、決定していただいたものであると認識しているところでございます。このような中、大変申し訳ございませんが、今回の集計誤りが今年度の最低賃金の審議に与える影響について、ご審議いただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

賃金室長

それでは、私からご説明させていただきます。内容といたしましては、令和3年最低賃金に関する基礎調査について、7月27日の第1回熊本地方最低賃金審議会専門部会に事務局から提出した資料の集計結果に、誤りがあることが判明いたしました。

お配りしている基礎調査資料をご用意いただければと思います。別冊の資料でございます。

まず、この基礎調査資料の1ページに概要がございますが、この調査は、最低賃金審議会として県内の中小・零細企業の労働者の賃金実態を把握するために行った調査であり、その調査結果を集計したものを専門部会でお配りしているものです。実際に有効回答があった調査対象労働者は3－(2)でございますが、労働者6,835名で、それを復元した人数は25万4,003名でございます。

次の2ページは目次でございます。

続きまして、集計表の3ページから11ページは、地域別最低賃金対象産業計の総括表1でございます。内訳といたしましては、集計表の3ページから5ページは修正後、集計誤り判明後に修正したものでございます。そして、6ページから8ページは修正前、つまり専門部会に提出したものでございます。

そして、次の9ページから11ページは先ほどの修正後から修正前を引いた差額分を示したものでございます。その後は、男

女別の総括表の（２）、業種別パート労働者のみの集計結果と続きますが、資料の数が膨大になること、また修正前の集計表は既にお配りしていることから、１２ページ以降は集計表の修正後のみをご提示しております。また、資料の後ろから２番目の１１８ページに、当局で作成し、同じく専門部会でお配りしました「地域別最低賃金対象産業別賃金額特性値」の修正後のデータをお付けしておりますとともに、最後の１１９ページには「地域別最低賃金対象産業別の未満率及び影響率」の表を添付しておりますが、これは時間額が８２５円以下のため、この表については、修正はございません。前回と同じく、このまま添付させていただいております。

それでは、今回の誤りの箇所について、集計表の３ページから１１ページの総括表（１）でご説明いたします。当局の最低賃金に関する基礎調査の集計表の誤りは、２点でございます。まず、１点目ですが、５ページの集計表修正後において、賃金分布、この黄色の部分でございますけれども、賃金階級別の労働者の分布に誤りがございました。例えば、修正後５ページの最初の黄色の部分、賃金額は８５０～８５９円の欄がございますが、欄の一番左の合計をご覧ください。その金額までの累計労働者数は６万２、０５１人、同じくその金額までの累計構成比が２４．４％とございます。これが、今度は修正前のデータ、８ページで８５０～８９０円の同じ額の労働者数が６万２、１０５人、構成比が２４．５％となっております。

では、幾ら差があるかと申しますと、１１ページをお開きください。同じ色の黄色の部分、修正後から修正前を引いた差が、労働者数でマイナス５４人、構成比での差は０．０％となっておりますが、２４．４％から２４．５％比がマイナス０．１％となりますが、これは小数点以下を加味すると、マイナス０．０２％の差、２４．４２８から２４．４０５％の０．０２％の差でございます。四捨五入すると０．１％に至らず、差は０．０％となっております。

５ページの修正後でございますけれども、この修正後データは、８５０円以上の一部の欄の黄色い箇所、修正前と差が生じております。まず、各委員の皆様には事前説明の際に、今回、最低賃金額８２１円以内に賃金分布の誤りがあるところのご説明を行ったと思っておりますけれども、その後は本省から最終版のアクセスフ

ファイルを用いて出力した集計表を今回提出をしております。本省で照合し、一致したことを確認しておりますので、今回のこの集計表の設定で説明をしております。

次に2点目ですが、集計表修正前8ページの一番下の最後の欄に、「月平均賃金額」及び「月1人当たり労働時間数」が、正しい値の10分の1となった誤りがありました。それを見ますと、月平均賃金額は1万6,318円、月1人当たり労働時間数は13時間となっております。本来の修正後のデータは、集計表の5ページでございます。同じ箇所、月平均賃金額は16万7,443円、月1人当たり労働時間数は137時間となっております、修正前の約10倍の数字となっております。

以上、今回の2点の誤りについてのご説明でございました。

今回、誤りが発生した原因を申し上げますが、本調査はオンラインと郵送のどちらでも提出いただける方式を採用しております。オンラインは本省で受理し、郵送は労働局で受理して本省へ送り、本省においてそれぞれ調査対象労働者分、オンラインのエクセルデータ、郵送はテキストデータとして、各労働局に送信されてきます。各労働局に送られてきたデータは、本省提供の集計用アクセスファイルに取り込み、その後、必要に応じ修正作業を行い、集計データが作成されることになっております。

そのような中、先ほどご説明しました1点目の賃金階級別の労働者の分布の誤りの原因ですが、アクセスに回答データを取り込んだ後に、データに不備があった場合にデータを修正しても、時間当たり賃金額が自動的に再計算されない、つまり、手修正をしない限り、そのまま処理される仕様になっており、そのため賃金分布に誤りのある箇所が生じました。

熊本局では、先ほど申した約6,800名の調査対象労働者がおられましたが、そのうち約50名分について、修正作業を行いました。例えば日給の欄に月給欄が記載されているなどの事業所から確認が取れた場合などです。個別データをアクセスに入力しましたが、集計される際、その約50名分の修正データが集計結果に反映されなかったということでございます。

次に、2点目の月平均賃金額及び月1人当たり労働時間数が、正しい値の約10分の1となった誤りの原因ですが、アクセスにデータを取り込んだ後、修正の段階で回答データの修正画面で「閉じる」ボタンをクリックすると、正しい数値の約10分の

1になるバグ、不具合でございました。

本省は、この2点のエラー現象について、6月の段階で把握し、これらのバグ等に対応するための対処法として、クエリという自動計算ツールを6月中に本省から労働局へ配付し、実行するよう手順書を含め、メール等で通知していました。しかしながら、熊本労働局では、その通知の中で指示されていた、集計結果を出力する度に必ずクエリを実行しないと、パソコンをログオン、ログオフすると元に戻ってしまい、再度立ち上げたときに改めて実行する必要があることについて、認識しておりませんでした。

そのため、熊本労働局では、具体的なクエリの実行タイミングと対処法について、本省との間で齟齬が生じ、クエリを一度は実行したものの、別の日の最終集計結果の印刷時には実行しなかったため、修正データ分が集計されず、今回、集計誤りを発生させてしまいました。

本省としても、対処法、指示内容が明確化に欠け、労働局への注意喚起が不十分であったことなど反省点を述べておりますが、熊本労働局としても、対処法の手順を適切に実行できていなかったこと、また集計し出力された結果表に関する形式的なチェック、10分の1の数値誤りですね、これを適切に実施できていなかったことで、結果として2点の集計誤りを生じさせてしまいました。

今回、同様の集計誤りは、必ずしも多くの労働局で発生しているものでもなく、結果的に多くの労働局では正しく修正対処されていることから、熊本労働局としては適切なチェックを行うべきだったと考えており、本当に申し訳ございませんでした。

次に、再発防止策といたしましては、本省及び労働局の両面から実施してまいります。まず、本省における再発防止策ですが、集計用アクセスファイルを改修して、バグを取り除くとともに、全体的に労働局における作業手順がよりシンプルなものとなるよう、アクセスファイル全体の改修を令和4年調査までに行う。労働局に対して、イレギュラーな作業指示等を行う場合は、指示発出前に本省の担当職員以外の職員によるチェックを受け、指示内容が分かりやすいものにする。その際、いつ・誰が・何のためにする作業であるか、5W1Hが明らかとなるようにする。万が一、翌年以降においても、集計誤りにつながりかねない重大な

システムの不具合等が調査実施中に見つかったときは、メール連絡で済ませるのではなく、全国会議の場でも具体的な指示、説明を行う。本審で措置を講じてまいるということでございます。

そして、熊本労働局における再発防止策でございますが、労働者の賃金実態を表す基礎調査は、最低賃金を検討する上で重要な指標でございますので、今後は、本省とのやり取りをより密にし、また過年度の結果表等と見比べる等し、異常値等や本省からの指示があった場合、確実に処理を実行できているか複数の職員で確認する、さらに本省指示に疑問がある場合は本省に確実に問い合わせる等して、同様な誤りを発生しないよう取り組んでまいります。委員の皆様には深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

以上でございます。

会長

経緯の詳細、それから集計結果の修正、それからなぜ誤ったかという経緯と、それから再発防止策という点についてご説明がありました。ただいまの説明について、質問や意見は委員からありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、また後で出てきましたら、お願いいたします。

それに続きまして、連動した話ですけれども、今年度の地域別最低賃金の審議への影響について、ご報告をお願いいたしたいと思えます。

今後の本事案についての受け止めと今年度の審議結果について、かいつまんで言いますと、850円以上だったので実質的な影響はないということではありますけれども、それぞれの委員の方々から発言はございませんでしょうか。ございませんか。

それでは、会長の立場で、私の個人的な意見も含めて少し話をしていきたいと思えます。今回の事案の受け止めについてでありますけれども、ただいま事務局より報告がありましたけれども、非常に残念だと思っております。最低賃金は、労働者の生計費、それから類似の労働者の賃金、通常の実業の賃金支払い能力という三要素を総合的に勘案して決定するというをやってきておきまして、この基礎調査というのは最低賃金の検討する上で極めて重要な資料であると認識しております。

とりわけ、今年度においては、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が非常に厳しいという中で、地方最低賃金審議

会から示された目安として、公労使の各委員が事務局から提供された資料を踏まえて、熊本県にふさわしい最低賃金を真摯に議論してきたと思っております。その上で、熊本県知事にいろいろな要望をしたり、今日も資料が出ていますけれども、それぞれ関係する委員の方たちはご努力されて、ふさわしい最低賃金、熊本県の賃金状況などを改善したいということで、さまざまな政策も要望したところであります。

そういう中で、この基礎調査の集計誤りというのは、たまたま今回は850円以上ということになりましたけれども、内容によっては、私どもの審議会の議論をミスリードする可能性もあったということで、その辺は事務局に対しては、猛省を促したいと思えます。

それから、これは私の個人的な感想でもあるのですが、今年は賃金改定状況調査第4表の修正というのかな、数字の差し替えと言った方がいいのかもしれませんが、あの数字も私たちの議論の中で、とても大事な数字であります。そういう意味では、こういうミスが続いたということでもありますので、その点も十分反省をしていただきたいと思えます。それから、最近個人的な感じでもあるのですが、前も勤労統計の数字の問題がありました。やはり、労働行政にとって、数字というのは一番根幹になるところだろうと思っております。先ほど、原因の説明もあったのですが、私どもには分からない部分もありますが、くれぐれも丁寧に、本当に何度も重なっておりますけれども、丁寧な形でやっていただければと思います。

以上、私から話しましたけれども、ほかに委員の方から特段ございませぬでしょうか。よろしいですか。

それでは、今度は審議の影響というのをもう一回、ここで議論した方がいいですか。それとも、このままで意見を求めたらいいですかね。事務局からの説明はもうないのですね。

事務局

はい。

会長

それでは、二つ議題があると申しましたけれども、一つはこの説明を受けるということと、それを受けて今年の最低賃金の審議への影響があったか、なかったかということ、ここで確認する必要があります。それについて、皆さんにお諮りしたいと思

ます。いかがですか。何かご意見、やり直した方がいいとか、何かもしあれば。よろしいですか。では、どうぞ。

労側委員

今、会長がおっしゃっていただいた後に言うのは、ちょっとどうかとは思いますが、今回の数値の誤りについてのご説明をいただきました。この内容については、恣意的なものがあるとか故意にだとか、うっかり付度しているだとか、そういうことではなくて、システム上の数式を入れていたとか入れていなかったとか、それを目で確認しないといけなかったのを、あるいは手順を間違ったということでお話をいただきましたので、恣意的なもの、故意的なものということではないと受け止めることができると思っていますし、結果として出てきた影響のレベルといいますか、というのが今回の審議をさせていただいた結論のところには、直接的な数字の影響はなかったと思いますので、私どもとしては今回の審議内容については、従来通り結審させていただいたあの内容でよろしかろうと思っています。

併せて、おっしゃった通り、昨今いろんなところに付度をしたり、都合が悪ければ数字を改ざんをしてみたり、消して、なくして、シュレッダーにかけてみたり、こういう事例がずっと続いていますので、労働局の皆さん方は本当に丁寧にやっていただいて、今回ミスはありましたけれども、重要な資料だと思っていますから、ぜひとも引き続きご努力をいただければと思っています。個人を責めるようなつもりは全くございませんから。

以上です。

会長

ありがとうございます。ほかにございませんか。どうぞ。

使側委員

こういう根拠に基づいて議論を重ねて、真摯に議論をした結果ということであれば、数字が違っていたということをもって、全部ひっくり返したいところは山々なんですけれども、実はわれわれ、ほとんどこの数字で議論をしたようなことはありませんでした。

というのは、そもそも28円の目安の提示が、どんな数字の根拠を持ってなされているかというところがわれわれ理解できていないので、そういう意味でこの数字をどのように使って、数字

が間違っていたらどういう影響があるのかというのは、われわれは分からないままです。何となく、よそも28円で、28円でいこうかみたいな、そういうことにならないような議論をしっかりとしなければいけないなど、改めて数字が間違っていましたとわざわざ謝りに来ていただいたので、何らここに根拠を置いてなかったということに、自分としてはもうちょっと数字を見なければいけないなど反省を込めて、今思っているところです。以上です。

会長

ほかにございませんでしょうか。今、使側委員からちょっと別のテーブルも含めたような形の発言がありましたが、それは実感だろうと思います。

ちょっと繰り返しになりますけれども、大事なことなので確認したいと思います。今年度の最低賃金の数字結果の再審議の必要性についてということでありましてけれども、今回の誤りが集計対象の約6,800人中1%未満のデータが反映されてなかったということが1点、それから全て850円以上の範囲であること、それから今、使側委員がおっしゃったことと少し重なりますけれども、基礎調査だけではなくて、ほかの指標とかその他の諸事情を総合的に判断した上で、今年度の熊本県の最低賃金が決まったと私は認識をしております。

従いまして、今回の集計誤りを理由として、今年度の審議結果について再審議をする必要はないと考えますけれども、それでよろしいでしょうか。

全員

はい。

会長

では、一応ご了解いただいたということにします。

それから、繰り返しになりますけれども、数字は労働行政の根幹に関わるものだろうと思います。いろいろコロナ禍の中で、影響が複雑化しているところもあると思いますけれども、くれぐれも、改心に改心を重ねてやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、事務局から何かありますでしょうか。

局長

どうもありがとうございます。今、会長からございましたよう

に、私ども単一年度に2回の修正をしてしまうという大変情けないことになりましたので、今後は確認に確認を重ねて資料の提示をさせていただきたいと思います。よく見ると、月平均の給料が1万6,000円って、「これおかしいね」って見た瞬間に分らなければいけないのかなとも思っているところでもございます。

最低賃金は、熊本県内の労働者の生活や地域経済に大きな影響を及ぼす重要なものであると再認識をしたところでございます。本日、委員の皆様方からいただきましたご意見を真摯に受け止めさせていただき、各種統計調査を適正に実施し、今後の最低賃金審議会に間違いのない資料を提出し、より活発な審議をいただけるように取り組んでまいり所存でございます。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長

それでは、私から、事務局の資料は重要な資料であることを再認識していただいて、再発防止対策を徹底し、審議会からの信頼関係を築いていただくということを改めて強くお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、本日の議事録及び資料の公開、非公開についてですけれども、公開ということによろしいでしょうか。

全員

はい。

会長

では、公開したいと思います。

以上で、本日の審議を終了したいと思います。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。これで終わります。

全員

ありがとうございました。